

## 大多喜町告示第 2 2 号

大多喜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 0 日

大多喜町長 飯 島 勝 美

### 大多喜町結婚新生活支援事業補助金

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、結婚に伴う経済的負担の支援を行うことにより、本町における少子化対策及び新婚世帯の定住対策の強化を図るため、新婚世帯に対して住居費及び引越費用の一部について、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則(昭和 5 5 年規則第 1 2 号)に定めるもののほか、大多喜町結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに婚姻届を提出し、受理された日において夫婦のいずれもの年齢が 3 9 歳以下である夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い町内に新たに取得し又は賃借した住宅(以下「新居」という。)に要した費用のうち、当該新居の取得費又は賃料、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額(賃料については、勤務先から新居に係る手当が支給されている場合は、当該手当を合計額から除いた額)をいう。
- (3) 引越費用 新居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者

又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請をする日において、夫婦がともに町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を有し、住民票の住所が新居の所在地となっていること。
- (2) 申請を行う月の属する年度（4月から6月にあつては前年度）の所得証明書又は非課税証明書をもとに夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること。ただし、次の場合にあつては、それぞれの計算方法により算出した額とする。
  - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者の所得は合算しないものとする。
  - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦に町税等の滞納がないこと。
- (6) 夫婦の双方又は一方が町外から転入している場合においては、当該者について転入前の市区町村の市町村税の滞納がないこと。
- (7) 新婚世帯が大多喜町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大多喜町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 新婚世帯の住民票
- (3) 新婚世帯の所得証明書又は非課税証明書
- (4) 新婚世帯の市町村税の滞納がないことを証する書類
- (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し(当該奨学金の貸与を受けている場合)
- (6) 新居の契約書の写し
- (7) 新居に係る手当の支給を受けている場合は、当該手当の支給を証する書類
- (8) 住居費を支払ったことを証する書類の写し
- (9) 引越費用を支払ったことを証する書類の写し
- (10) 離職票又は退職証明書等離職したことが分かる書類の写し(離職した場合)
- (11) 同意書兼誓約書(別記第2号様式)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第2号、第3号及び第4号に掲げる書類は、同意書兼誓約書の提出により省略することができる。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、大多喜町結婚新生活支援事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定

める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。